

会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に基づく会費の額を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 定款第5条に定める会員の会費は、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 月額5,500円

(2) 賛助会員 月額5,500円

(規則の改廃)

第3条 この規則の改廃は、総会の議決による。

附 則

1. この規則は、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。
2. 平成28年6月3日一部改正、10月1日施行。(平成28年10月分会費から月額5,500円適用)